

長崎県長大橋維持管理事業

基本協定書(案)

令和7年10月

長 崎 県

目 次

第1条(目的).....	1
第2条(定義)	1
第3条(基本的合意).....	1
第4条(事業者の設立)	2
第5条(事業者の株主)	2
第6条(事業契約の締結)	3
第7条(準備行為).....	4
第8条(業務の委託等)	4
第9条(事業契約の不成立)	5
第10条(違約金等).....	5
第11条(秘密保持)	5
第12条(権利義務の譲渡等)	5
第13条(本協定の変更)	6
第14条(本協定の有効期間)	6
第15条(協議)	6
第16条(準拠法及び裁判管轄).....	6
別紙1 出資予定表	
別紙2 株主誓約書の様式	
別紙3 業務委託・請負企業一覧・契約締結期限	
別紙4 PFI 事業者の確認書	

長崎県長大橋維持管理事業(以下「本事業」という。)に関して、長崎県(以下「甲」という。)と【 応募グループ名 】(以下「コンソーシアム」という。)のコンソーシアム構成企業の代表企業である【 企業名 】、コンソーシアム構成企業の構成員である【 企業名 】及び【 企業名 】、並びに受託・請負企業である【 企業名 】及び【 企業名 】(以下、コンソーシアム構成企業及び受託・請負企業を、個々に「乙(コンソーシアム)の参加企業」といい、併せて「乙」という。)は、次のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本事業に関して甲が実施した公募型プロポーザル方式による決定手続きにおいて、乙が本事業の実施を担う者として選定されたことを確認し、乙のうち代表企業及び構成員が第4条第1項の規定に基づき設立する特別目的会社(以下「事業者」という。)をして、甲との間で本事業に関する事業契約を締結せしめること、その他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「コンソーシアム」とは、【 応募グループ名 】をいう。
- (2)「乙(コンソーシアム)の参加企業」とは、コンソーシアムに参加する企業をいう。
- (3)「コンソーシアム構成企業」とは、乙(コンソーシアム)の参加企業のうち、事業者に出資する企業をいう。
- (4)「受託・請負企業」とは、コンソーシアム(乙)の参加企業のうち、事業者への出資を行わない者をいう。
- (5)「事業者」とは、本事業を遂行することを目的として、コンソーシアム構成企業である代表企業及び構成員が設立する特別目的会社をいう。
- (6)「代表企業」とは、事業者に出資するコンソーシアム構成企業の中で最大の出資を行う者で、【 企業名 】をいう。
- (7)「構成員」とは、事業者に出資するコンソーシアム構成企業のうち、代表企業以外の者をいう。
- (8)「事業契約」とは、本事業の実施に関して、甲と事業者との間で締結する事業契約をいう。
- (9)「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の事業期間をいう。
- (10)「募集要項等」とは、令和7年10月31日付けで公表された、本事業に係る募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集その他本事業を実施する事業者の選定手続に関して甲が公表し、又は乙に提示した資料(いずれも別添資料、別紙関連資料、配付資料その他一切の附属書類を含み、その後本協定締結日までに公表されたそれらの変更及び修正を含む)をいう。
- (11)「本件提案」とは、乙が令和●年●月●日付けで提出した本事業の実施に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として乙が本協定締結日までに甲に提出したその他一切の文書をいう。

(基本的合意)

第3条 甲及び乙は、本事業に関して甲が実施した公募型プロポーザル方式による決定手続きにおいて、乙が本事業の実施を担う者として選定されたことを確認する。

- 2 乙は、募集要項等を十分に理解しこれに同意したこと、及び募集要項等を遵守の上、甲に対し本件提案を行ったものであることを確認し、本件提案を誠実に履行するものとする。

(事業者の設立)

第4条 乙のうち代表企業及び構成員は、事業契約の仮契約の締結日までに、募集要項等、本件提案及び次の各号の定めに従って特別目的会社たる事業者を設立し、設立後速やかに事業者の履歴事項全部証明書、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを事業者から甲に提出させる。その後登記事項、定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。

- (1) 事業者は、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社とし、本店所在地を長崎県とする。
 - (2) 事業者の資本金は、【 提案書等に示された資本金額 】円以上とする。
 - (3) 事業者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを定める。
 - (4) 事業者は、会社法第107条第2項第1号イに定める事項について定款に定めることにより、その発行する全ての株式を同法第2条第17号に定める譲渡制限株式とし、新株予約権(新株予約権付社債を含む。以下同じ。)を発行する場合には、その発行する全ての新株予約権を同法第243条第2項第2号に定める譲渡制限新株予約権とする。ただし、同法第107条第2項第1号ロに定める事項及び会社法第140条第5項ただし書に定める事項については、定款に定めてはならない。
 - (5) 事業者における会計年度は、毎年4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする1年間とする。ただし、最初の会計年度の始期は、事業者の設立日とする。
 - (6) 事業者は、会社法第326条第2項に基づき、定款の定めによって取締役会、監査役及び会計監査人を設置しなければならない。
- 2 乙は、事業者の設立後速やかに、事業者に別紙4の様式による確認書を作成させたうえ甲に提出しなければならない。取締役、監査役若しくは会計監査人又は代表取締役の変更がなされたときは、かかる変更を速やかに書面にて甲に通知するものとする。

(事業者の株主)

第5条 乙のうち代表企業及び構成員は、前条第1項の規定に基づき事業者を設立するに当たり、別紙1に代表企業及び構成員の出資分として記載されている株数及び金額の出資をする。

- 2 乙のうち代表企業及び構成員は、次の各号の事項を誓約し、かつ、コンソーシアム構成企業以外の出資者に誓約させ、また、事業契約締結及び増資の後直ちに別紙2の様式の誓約書を甲に提出し、かつ、コンソーシアム構成企業以外の出資者に提出させなければならない。
- (1) 事業期間が終了するまでの間、代表企業及び構成員が事業者の株式を保有し、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大となることを維持すること。
 - (2) 事業者が株式又は新株予約権を新規発行しようとする場合には、各株主は、これらの発行を承認する株主総会において、代表企業の議決権保有割合が株主中最大となることを維持することが可能となるように、その保有する議決権を行使すること。
 - (3) 各株主は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有に係る事業者の株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併・会社分割等による包括継承を含む。)を行わないこと。
 - (4) 各株主は、甲の事前の書面による承諾を得て、その保有に係る事業者の株式を譲渡しようとする場合には、譲受人に別紙2の誓約書と同様の内容の誓約書を事前に甲に提出させること。
 - (5) 各株主は、事業者が募集要項等及び本件提案に従って本事業を遂行していない場合、事業契約に

規定される解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合には、甲の要求に従って甲と事業者との協議に参加し、事業者に関する情報を甲に提出すること。

- 3 乙のうち代表企業及び構成員は、前項各号の誓約の内容を担保するため、コンソーシアム構成企業以外の出資者とともに株主間契約を締結し、その内容を証するため、締結後速やかに、当該株主間契約の原本証明付写しを甲に提出しなければならない。
- 4 乙のうち代表企業及び構成員が第2項第4号の規定に従って事業者の株式を第三者に譲渡する場合には、予め当該第三者をして、本協定に基づく譲渡人の権利義務を承継させなければならない。

(事業契約の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定に従い、事業契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、甲と事業者との間において速やかに事業契約が締結されるよう最大限の努力をする。

- 2 乙は、事業契約の締結に関する甲との協議に当たっては、甲の要望を尊重する。
- 3 甲及び乙は、事業契約の締結に当たり募集要項等及び本件提案についてその内容を確定することが困難な事項がある場合は、募集要項等において示された本事業の目的、理念に照らしてその内容を明確化することとし、甲から請求があった場合には、乙は、速やかに本件提案の詳細を明確にするため必要又は相当として甲が合理的に要求する資料(提案金額の内訳書を含む。)その他書面及び情報を提出する。
- 4 甲及び事業者は、令和8年5月をめどとして事業契約の仮契約を締結する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、事業契約の本契約の成立までに、以下の第1号ないし第4号のいずれかの事由が本事業の事業者選定手続に関して生じたとき、以下の第5号イないしトのいずれかに該当したとき、募集要項等に規定する参加者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は募集要項等に定める参加資格要件を欠くに至ったとき(ただし、これに対応する手当てを行い、甲の承諾を得た場合を除く。)は、甲は事業契約の仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができる。
 - (1) 本協定又は事業契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。))において、本協定又は事業契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当

該違反する行為の実行期間を除く。)に公募が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本事業に関し、乙のいずれか(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に対し刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

6 乙は、乙が募集要項等に基づいて甲に提出した令和●年●月●日付参加表明書及び資格審査に必要な書類の内容につき、虚偽の記載がないことを表明及び保証をする。甲は、乙が提出した参加表明書及び資格審査に必要な書類に虚偽の記載があったと認められるときは、事業契約の仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができる。

7 甲及び乙は、事業契約が本契約として成立した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(準備行為)

第7条 乙は、事業契約の本契約成立前であっても、自らの費用と責任において募集要項等及び提案書等を遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 乙は、前項に規定する準備行為において募集要項等及び提案書等を満たさないおそれのある部分が判明した場合は、事業契約の締結の前後を問わず事業者の責めに帰すべき事由に基づく変更として、当該部分について募集要項等及び提案書等を充足するために必要な変更その他の措置を講じるものとする。

3 乙は、前項の変更その他の措置について本事業の遂行に影響が生じないように対応しなければならない。

(業務の委託等)

第8条 乙(コンソーシアム)の参加企業は、事業者から、別紙3に記載された本事業に関する各業務を、別紙3記載のとおりそれぞれ受託し、又は請け負うものとし、別紙3記載の期限をめぐに、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結し、契約締結後速やかに当該契約書の写しを事業者から甲に提出させる。

2 乙(コンソーシアム)の参加企業は、前項の委託又は請負に係る契約の内容が募集要項等及び本件提案に従ったものとなるようにし、誠実に業務を遂行しなければならない。

(事業契約の不成立)

第9条 甲及び乙いずれの責めにも帰すべからざる事由により、事業契約の本契約成立に至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲乙間に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。なお、事業契約の締結に関する議案が長崎県議会で可決されないことは、甲の責めに帰すべき事由とならない。

(違約金等)

第10条 前条の規定にかかわらず、本事業の選定手続きに関し、乙に第6条第5項各号のいずれかの事由が生じたことにより、甲と事業者が事業契約の本契約成立に至らなかった場合は、乙は連帯して、提案書等に記載された本事業に係るサービス対価の総額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10に相当する金額を、甲への違約金として支払う。

2 事業契約の本契約成立後において、本事業の選定手続きに関し、第6条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合、甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、甲は乙に提案書等に記載された本事業に係るサービス対価の総額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10に相当する金額を違約金として請求することができる。かかる違約金は乙の連帯債務とする。

3 前二項の規定にかかわらず、本事業の最優秀提案者の決定手続きに関し、第6条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことに関して甲が被った損害のうち、前二項の違約金(第2項については事業者が支払った違約金を含む。)を超過する部分について、甲は乙に損害賠償を請求することができる。かかる損害賠償は乙の連帯債務とする。

(秘密保持)

第11条 甲と乙は、本事業又は本協定に関して相手方から提供を受けた情報のうち次の各号に掲げるものの以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を第三者(事業者を除く。)に開示又は漏洩してはならず、本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前にすでに被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らかの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (6) 甲が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報

2 本協定の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として(相手方が法律上

の守秘義務を負う場合を除く。)、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

3 前項の場合において、本協定の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使うことがないようにしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本協定の変更)

第13条 本協定は、甲及び乙全員の書面での合意がなければ変更することができない。

(本協定の有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業期間の末日(事業契約が解除された場合には解除の日)までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条から第13条まで並びに本条本項、第15条及び第16条までの規定の効力は、本協定の有効期間終了後も、存続する。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第16条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書●通作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

●年●月●日

発注者 長崎県
代表者

構成企業
(代表企業)

(構成員)

(構成員)

(構成員)

(受託・請負企業)

(受託・請負企業)

別紙1 出資予定表

【提案に基づき、代表企業、構成員等の名称、発行する株式の種類、発行株式数、各株主の引受株式数及び出資金額等を記載する。なお、コンソーシアム構成企業以外の者が事業者に出資する場合、区分は「その他」として記載する。】

区分	出資者の名称	発行する株式の種類	引受株式数及び出資金額等
代表企業			
構成員			
構成員			
構成員			
発行株式数(総数)			

令和 年 月 日

長崎県知事 殿

株 主 誓 約 書

長崎県(以下「甲」という。)及び【 事業者(特別目的会社)名 】(以下「乙」という。)間において、令和●年●月●日付けで締結された長崎県長大橋維持管理事業 事業契約(以下「事業契約」という。)に関して、株主である、【 代表企業名 】、【 構成員名 】、【 構成員名 】及び【 構成員名 】、並びに【 コンソーシアム構成企業以外の者の名 】及び【 コンソーシアム構成企業以外の者の名 】(以下「当社ら」という。)は、本日付けをもって、甲に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本株主誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

1. 乙が、令和●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 乙の本日現在における発行済株式総数は●株であり、うち●株を【 代表企業名 】が、●株を【 構成員名 】が、●株を【 構成員名 】が、及び●株を【 構成員名 】が、並びに●株を【 コンソーシアム構成企業以外の者の名 】が、及び●株を【 コンソーシアム構成企業以外の者の名 】が、それぞれ保有していること。
3. 乙の本日現在における株主構成は、【 代表企業名 】、【 構成員名 】、【 構成員名 】及び【 構成員名 】、並びに【 コンソーシアム構成企業以外の者の名 】及び【 コンソーシアム構成企業以外の者の名 】であり、代表企業の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
4. 当社らは、原則として事業期間が終了するまでの間、乙の株式を継続して保有するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併・会社分割等による包括継承を含む。)を行わないこと、当社らの一部の者に対して当社らが保有する乙の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、甲の事前の書面による承諾を受けて行うこと。
5. 当社らは、甲の事前の書面による承諾を得て、その有する乙の株式を譲渡しようする場合には、譲受人に本誓約書と同様の内容の誓約書を事前に甲に提出させること。
6. 乙が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を新規発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、代表企業の議決権保有割合が株主中最大となることを維持することが可能となるように、その保有する議決権を行使すること。
7. 当社らは、乙が要求水準及び提案書類に従って長崎県長大橋維持管理事業(以下「本事業」という。)を

遂行していない場合、事業契約に規定される解除原因が発生している場合、本事業の遂行状況に問題が発生している場合等においては、甲の要求に従って、甲と乙の協議に参加し、自己及び乙に関する情報を甲に提供すること。

以 上

株主 ：（所在地）
 （事業者名）
 （代表者名）

印

株主 ：（所在地）
 （事業者名）
 （代表者名）

印

株主 ：（所在地）
 （事業者名）
 （代表者名）

印

株主 ：（所在地）
 （事業者名）
 （代表者名）

印

株主 ：（所在地）
 （事業者名）
 （代表者名）

印

株主 ：（所在地）
 （事業者名）
 （代表者名）

印

別紙3 業務の受託又は請負一覧並びに契約締結期限

業務名	受託・請負する企業名	契約締結期限
●●業務		令和●年●月
●●業務		令和●年●月
●●業務		令和●年●月
●●業務		令和●年●月
●●業務		令和●年●月

確 認 書

1. 【 事業者(特別目的会社)名 】は、長崎県長大橋維持管理事業に関し、長崎県と、コンソーシアム構成企業の代表企業及び構成員並びに受託・請負企業との間で令和●年●月●日付けで締結された長崎県長大橋維持管理事業 基本協定書(以下「基本協定書」という。)の趣旨及び内容を了解したことを確認し、基本協定書の各条項に反する行為を行わないことを誓約いたします。

2. 選任された取締役、監査役及び会計監査人並びに選定された代表取締役は、次のとおりです。

【 代表取締役、取締役、監査役、会計監査人を記載する。 】

令和●年●月●日

【 事業者(特別目的会社)名 】